

新潟県内一早い！

「軽減税率」制度の基礎知識 ～ 中小・小規模企業の対応と留意点～



税理士法人近藤まこと事務所
Makoto Kondo Management Office Since 2008

近 藤 信

(中小企業診断士・税理士)



「軽減税率」制度の基礎知識

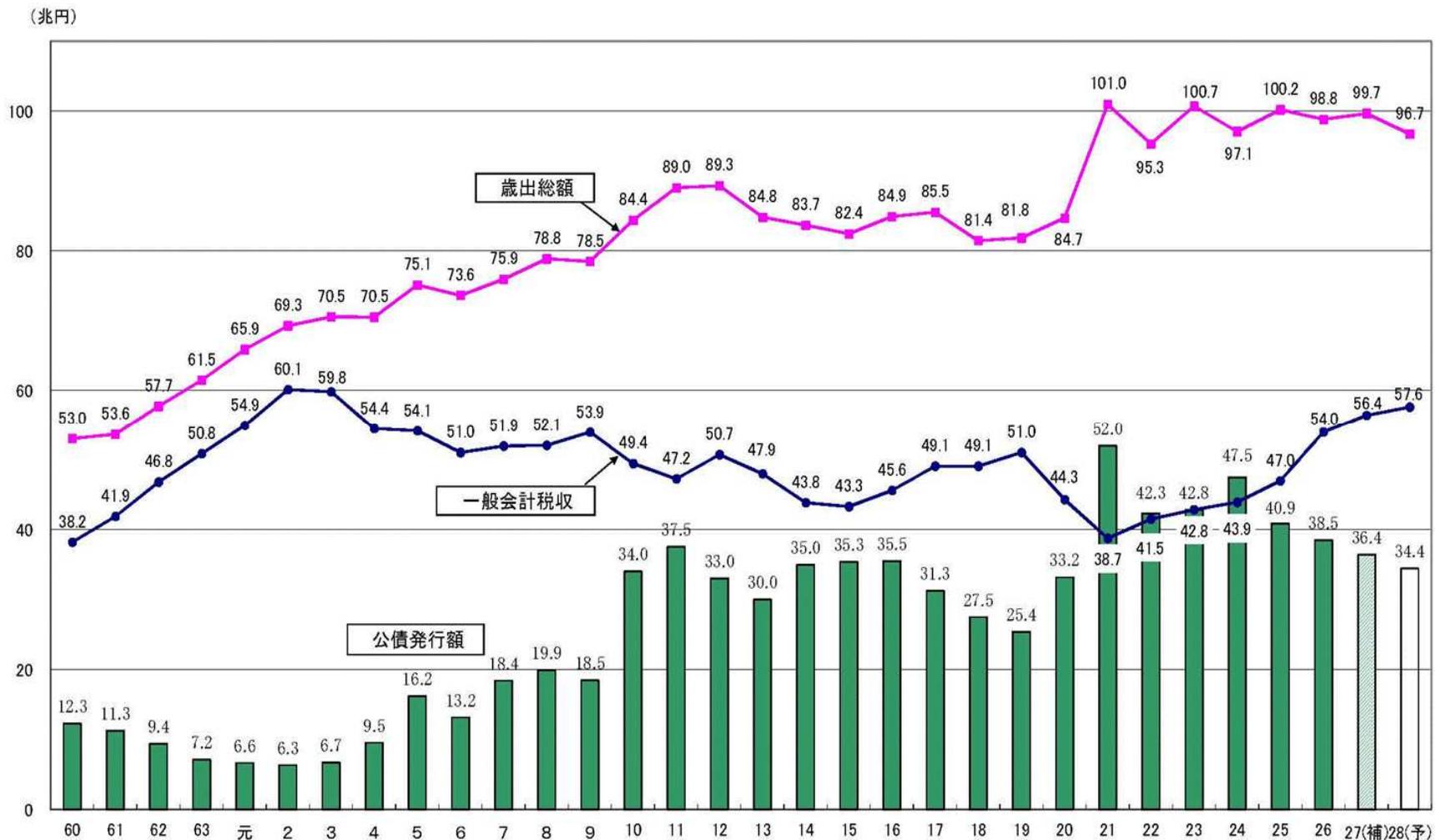
～ 中小・小規模企業の対応と留意点～ 目次

- 1 . はじめに
- 2 . はじめに
- 3 . はじめに
- 4 . 軽減税率の対象は、飲食料品（酒・外食等除く）と新聞（週2回以上発行）
- 5 . 海外の軽減税率事情はどうなってるの！？
- 6 . 飲食料品（酒・外食等除く）の対象品目の判定がめんどくさいんですけど(-.-)
- 7 . 紛らわしい「飲食料品の譲渡」とは
- 8 . 課税事業者として留意し対応しなければならないこととは！？
- 9 . いわゆる「免税事業者問題」は、どうなるのだろうか？
- 10 . この際、税込経理 税抜経理に改めませんか？
- 11 . いずれにしても、時期別・売上高規模別に何らかの対応が必要です
- 12 . [私的] 消費税軽減税率導入前後の近未来とその後の中小企業経営

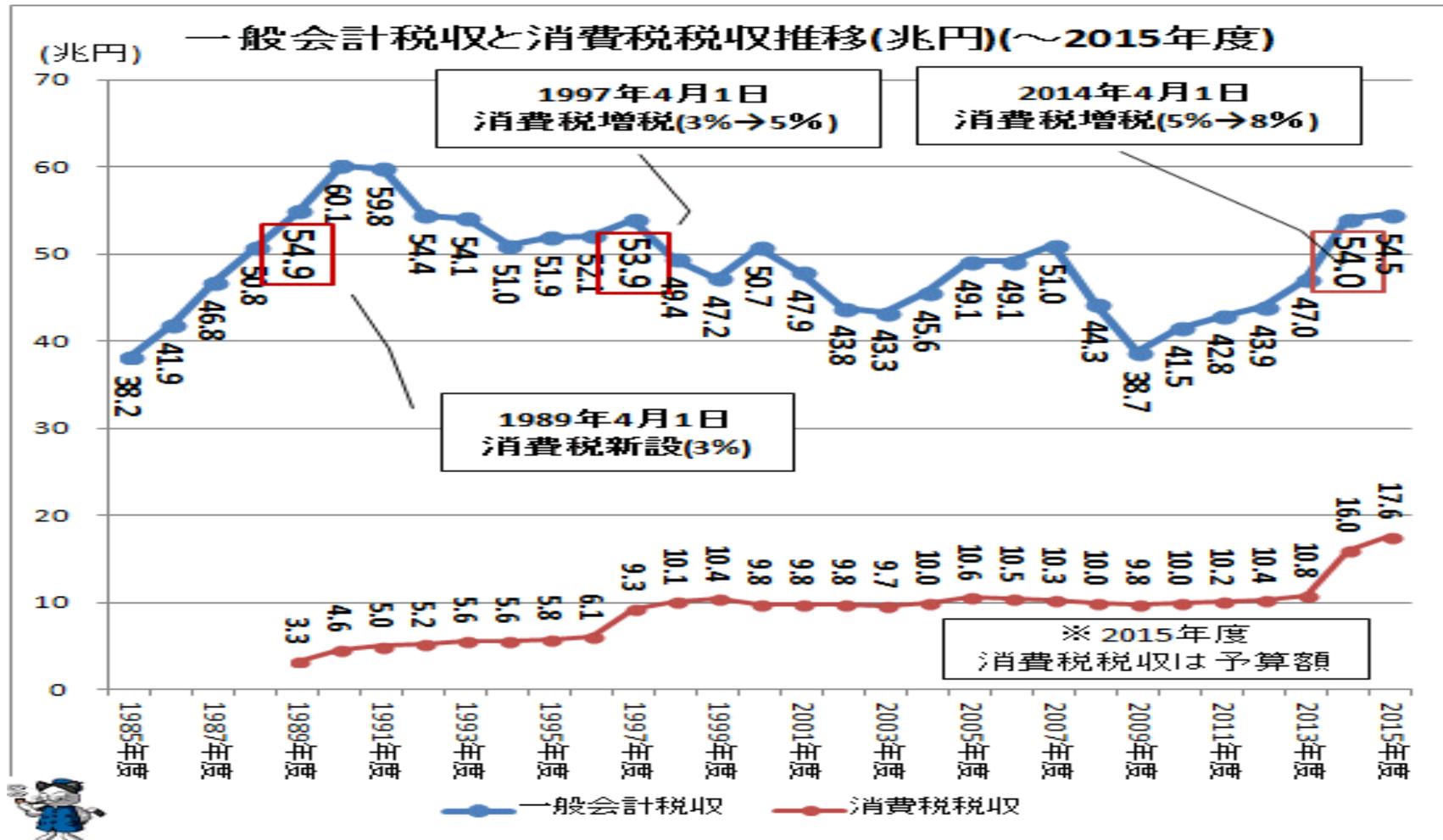
1 . はじめに **依然継続中の「アベノミクス」**で、我々は、何が変わり、何を求められるのだろうか？

- 再延期！？ご都合主義もここまでくるとあきれます…
- 納税者よ目を覚ませ！「御上も誰かも助けてくれない」ということを！ **自立～当事者意識～自己責任～リスク・テイク**
- 経営者は、「昇給なしは、実質、減給」である現在の経営環境を理解できるか… **株価よりも従業員の年収を気にせよ！**
- 税制トレンドは **経営者の必修科目！** 同じ家族でも個人の立場で税金が増減してしまう時代！？
法人減税、個人増税(金持ち受難)、付加価値課税…

2. はじめに 財政規律はどこ行った！？景気回復しない本当の理由はみんな分かっているのに・・・



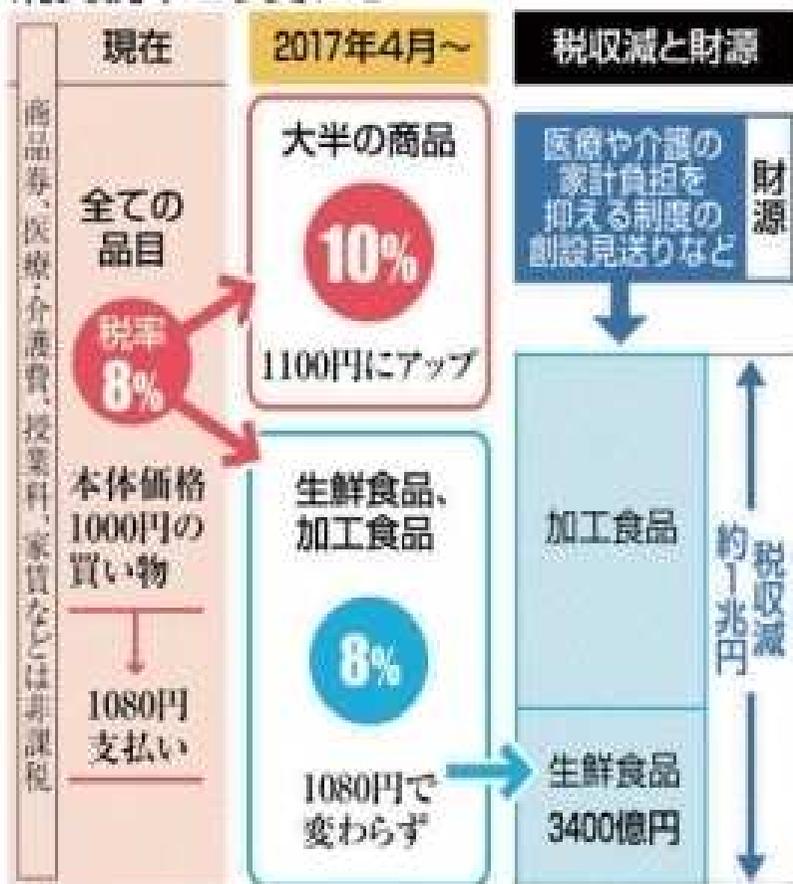
3. はじめに 消費税の歴史とその税収規模から何がわかるのだろうか？ 1%UP 2兆円ってホントかな？



出典 <http://www.garbagenews.net/archives/1778034.html>

4 . 軽減税率の対象は、飲食料品（酒・外食等除く）と新聞（週2回以上発行） ←これは不変です(笑)

消費税率こう変わる



軽減税率導入後の消費税納税のイメージ

売値		仕入れ額		納税額	
品目	(税率)税	品目	(税率)税		
食品 (弁当屋のケース)	弁当 1000円	(8%) 80円	コメ 400円	(8%) 32円	3円
		売上税額 80円	肉 300円	(8%) 24円	
			野菜 200円	(8%) 16円	
			プラスチック容器 50円	(10%) 5円	
			仕入れ税額 (32+24+16+5)円		
= 3円					
新聞 (目録紙宅配)	新聞 4000円	(8%) 320円	紙 800円	(10%) 80円	232円
		売上税額 320円	インク 80円	(10%) 8円	
			仕入れ税額 (80+8)円		
= 232円					

(注)仕入れ額などは仮定

出典: http://www.jiji.com/jc/graphics?p=ve_pol_zeisei20151216j-04-w400

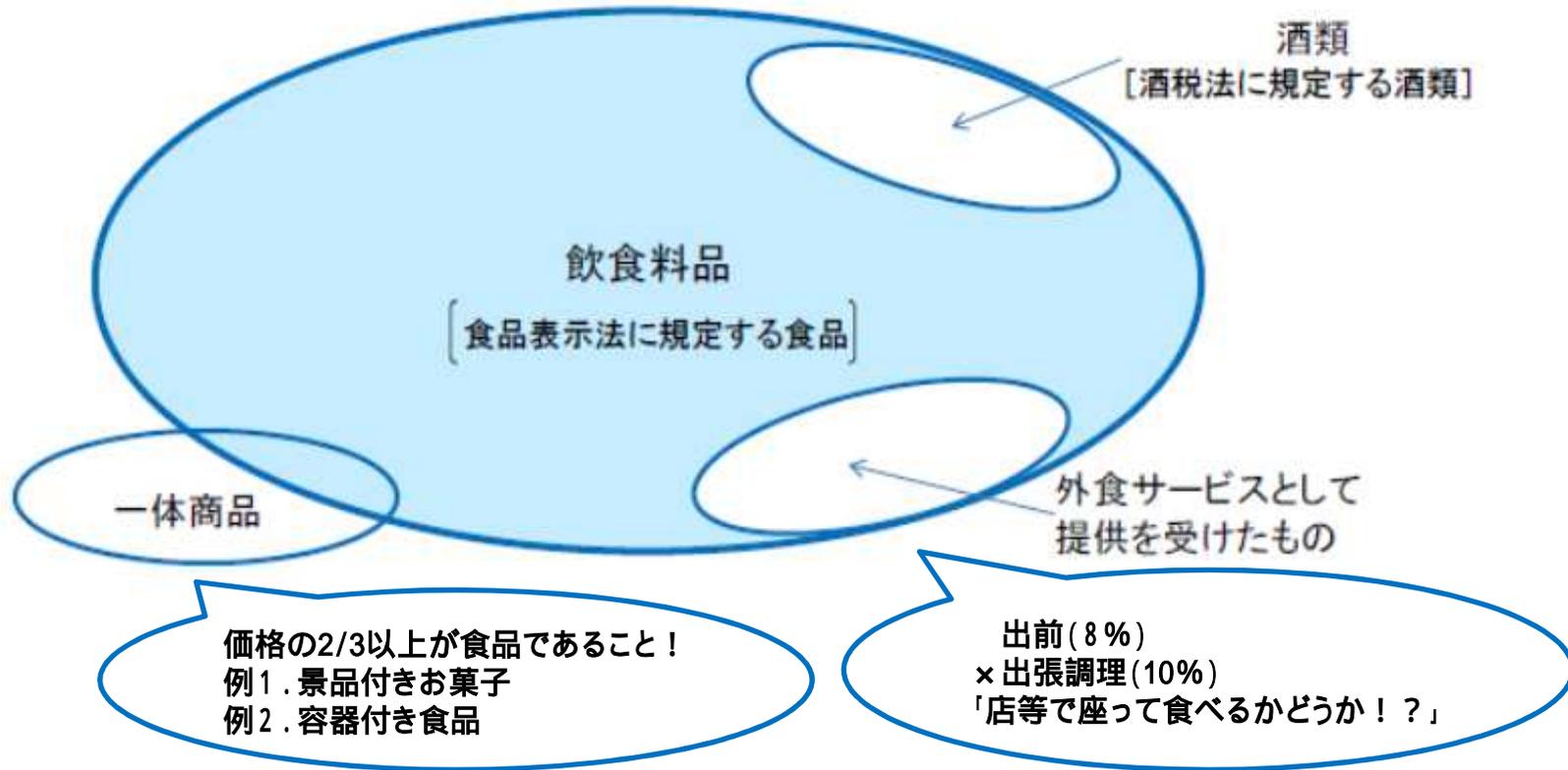
5 . 海外の軽減税率事情はどうなってるの！？

実は日本の税率は低くない・・・(--)

国	標準税率	軽減税率	
ドイツ	19% 外食	7% 外食(生鮮食品、乳製品、穀類など)・テイクアウト商品	
イギリス	20% 食品(菓子類など)・外食・テイクアウト商品(ホットフード)	7% 家庭燃料・電力	0% 食品・テイクアウト商品(コールドフード)
フランス	20% 食品(キャビア・マーガリン・砂糖菓子など)	10% 外食	5% 食品
			2.1% 一部医薬品
スペイン	21%	10% 外食・食品	4% 食品(パン・卵・牛乳・野菜など)
イタリア	21%	10% 外食・食品	4% 食品(野菜・魚介・パスタ・チーズなど)

	標準税率	食料品の軽減税率
イギリス	20%	0%
フランス	20%	5.5%
ドイツ	19%	7%
イタリア	22%	10%
カナダ	5%	0%
中国	17%	13%
メキシコ	16%	0%
オーストラリア	10%	0%
日本	10%	8%

6 . 飲食料品（酒・外食等除く）の対象品目の判定がめんどくさいんですけど(-.-)



【外食サービスの定義】

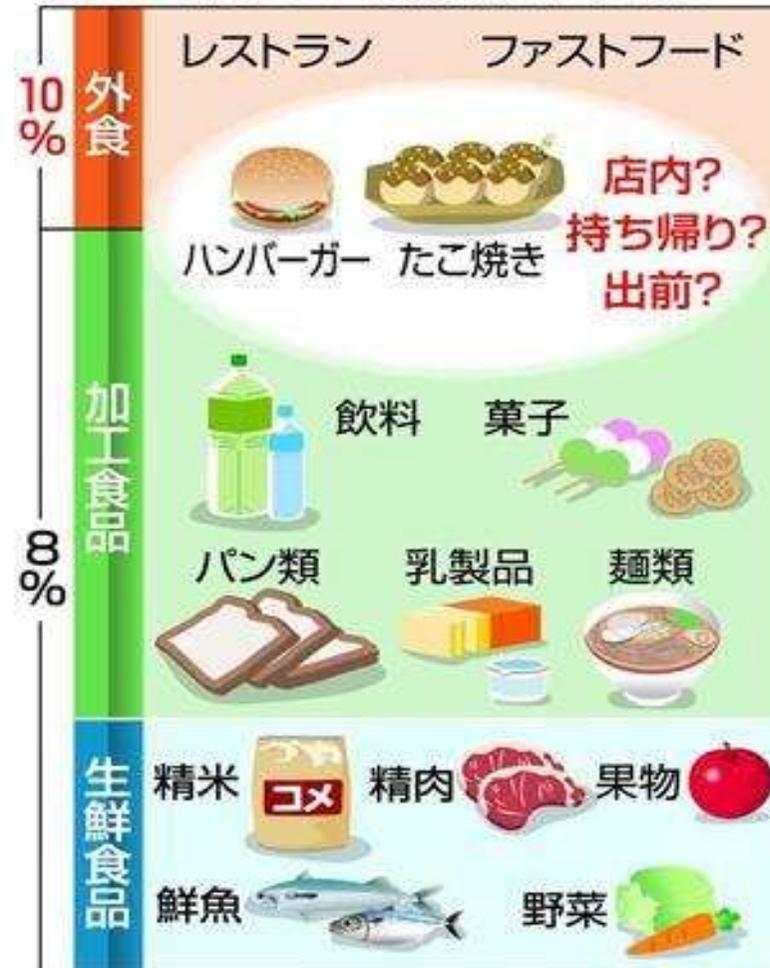
食品衛生法上の飲食店営業、喫茶店営業その他の食事の提供を行う事業を営む事業者が、一定の飲食設備(テーブル・椅子など)のある場所等において行う食事の提供をいう。

7. 紛らわしい「飲食料品の譲渡」とは

軽減税率8%と標準税率10%の
対象品目の分け方

軽減税率8%	標準税率10%
テイクアウト	ハンバーガー店 店内飲食
持ち帰り可能な弁当や総菜	コンビニエンスストア 返却が必要な食器に盛られた料理
出前、宅配	そば店やピザ店 店内飲食
テーブル、椅子がない	屋台 テーブル、椅子がある
菓子が主体のおまけ付き菓子	おもちゃが主体のおまけ付き菓子
加工食品	フードコート
生鮮食品	ケータリング
定期購読の新聞	レストラン
	酒類

たこ焼きは軽減税率対象？



出典: <http://mainichi.jp/articles/20151216/ddm/001/010/195000c>

8 . 課税事業者として留意し対応しなければならないこととは！？ **値決めと事務負担の激増**

- 価格見直し 値上げ
- 税率毎の売上・仕入管理
- レジやソフトは早めに変更し慣れる、慣れさせる
- **インボイス方式(適格請求書等保存方式)への対応**
- 手書きの帳簿は抹殺する

パターン①▶ 八百屋さん(零細業者)

消費税10%値上げ時に、売り値を据え置いた場合

	8%	10%
売上高(軽減税率で変わらず)	10,800	10,800
仕入高(軽減税率で変わらず)	7,560	7,560
消費税のかかる経費	1,620	1,650
消費税のかからない経費	1,000	1,000
差引利益金額	620	590

パターン②▶ 大手スーパー(大企業)

消費税10%時に増加した、経費の消費税分300を値上げした場合

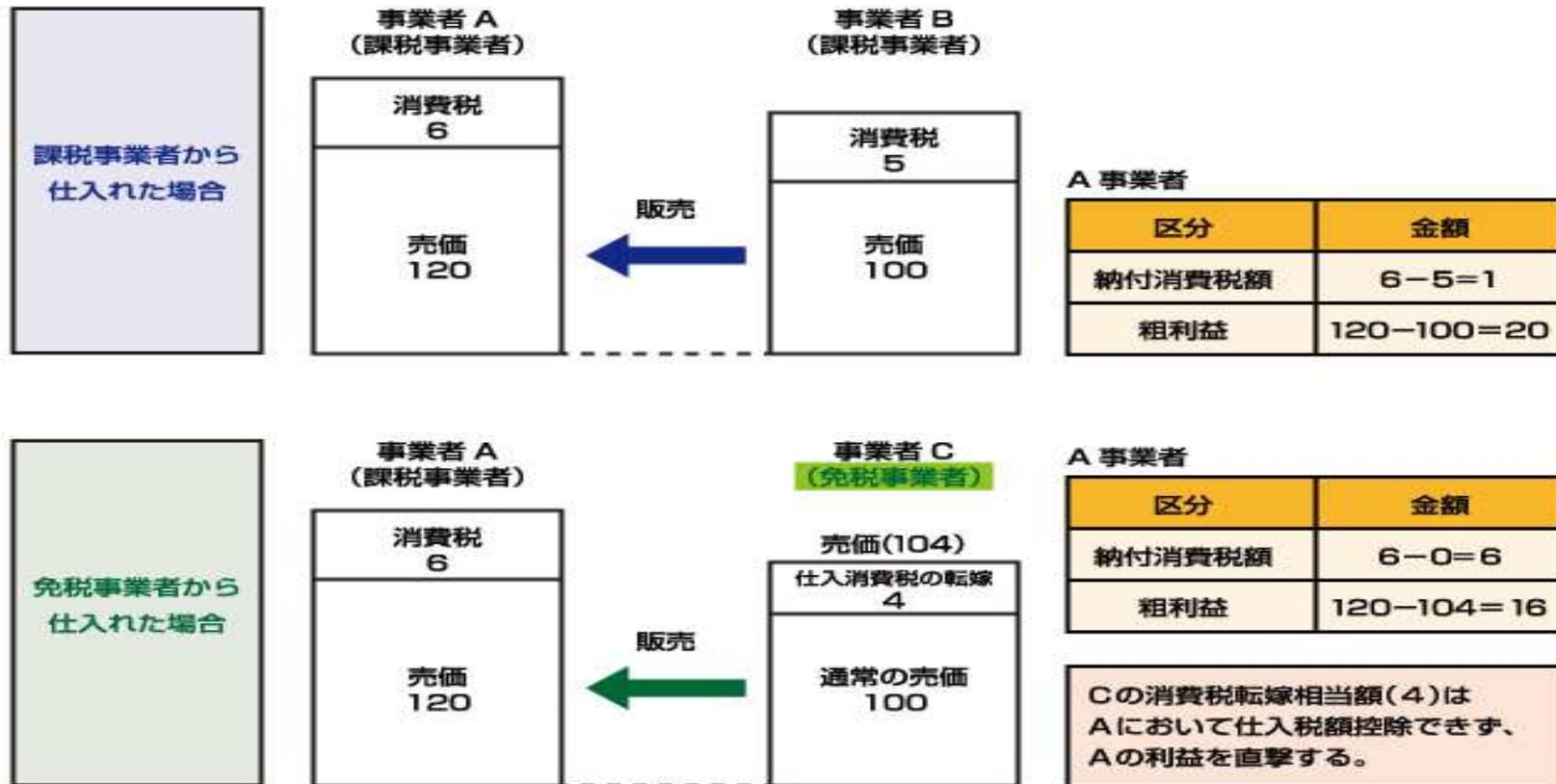
	8%	10%
売上高(経費分値上)	108,000	108,300
仕入高(軽減税率で変わらず)	75,600	75,600
消費税のかかる経費	16,200	16,500
消費税のかからない経費	10,000	10,000
差引利益金額	6,200	6,200

上記の図より消費税分を抜粋	消費税額	消費税額
売上高(経費分値上)	8,000	8,022
仕入高(軽減税率で変わらず)	5,600	5,600
消費税のかかる経費	1,200	1,500
消費税のかからない経費	0	0
差引消費税額	1,200	922

9. いわゆる「免税事業者問題」は、どうなるのだろうか？ インボイスを発行できない事業者は減収か！？

免税事業者の排除（設例）

出典：https://www.grandit.jp/column/vol_02/detail_06.html



免税業者からの仕入に関しては、段階的(80% ~ 50% ~ 0%)に仕入税額控除ができる割合が制限され、平成41年10月以降は、免税事業者からの仕入税額控除はできなくなります。

10. この際、税込経理 税抜経理に改めませんか？

(課税売上5千万円以下の事業者は経過措置がありま **未確定ですが、すべて2年半スライドしてお考えください(笑)**)

項目名	平成29年3月まで	平成29年4月～平成33年3月	平成33年4月以降
税率	8%	10% (軽減対象取引は8%)	10% (軽減対象取引は8%)
保存方式	請求書等保存方式	区分請求書等保存方式 (簡素な経理方式)	適格請求書等保存方式 (インボイス方式)
仕入税額控除の要件	請求書等の保存	区分請求書等の保存	適格請求書等の保存 (交付が困難な一定の取引を除く。)
請求書等の記載事項 (原則)	①発行者の氏名・名称 ②取引年月日 ③取引内容 ④対価の額 ⑤交付を受けた事業者の氏名・名称	①～⑤に加えて、 ⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率ごとに合計した対価の額 (交付を受けた事業者による追記も可)	①～⑦に加えて、 ⑧★発行事業者の登録番号 ⑨消費税額
3万円未満の取引の仕入税額控除要件	帳簿の記載のみ	帳簿の記載のみ	原則として適格請求書等が必要
交付義務・罰則	なし	なし	交付義務あり・不正交付時の罰則あり
簡便的な税額計算 (みなし計算)	簡易課税制度	簡易課税制度 + 経過措置	経過措置が期限切れ (簡易課税制度については記載なし)
免税事業者からの課税仕入に係る仕入税額控除	100%控除可	100%控除可	平成36年3月までは80%控除可 平成39年3月までは50%控除可 平成39年4月以降は控除不可？

平成29年4月～平成33年3月の経過措置(みなし計算の特例)

対象事業者	基準期間の課税売上高	適用期間	経過措置の内容
10%売上と8%売上の区分集計が困難な事業者 (売上側)	5,000万円以下	平成29年4月1日～平成33年3月31日の属する課税期間	①仕入税額に占める軽減品目割合によるみなし計算 ②10営業日の売上に占める軽減品目比率によるみなし計算 ③全体の売上のうち半分を軽減品目とみなす計算
	5,000万円超	平成29年4月1日～平成30年3月31日の属する課税期間	
10%仕入と8%仕入の区分集計が困難な事業者 (仕入側)	5,000万円以下	平成29年4月1日～平成30年3月31日の属する課税期間	①売上税額に占める軽減品目割合によるみなし計算 ②簡易課税制度の届出期限を課税期間の末日まで延長 (中小事業者以外でも簡易課税に準じた計算が可能)
	5,000万円超		

未確定ですが、すべて2年半スライドしてお考えください(笑)

出典: <http://www.ht-tax.or.jp/topics/20151228/>

11. いずれにしても、時期別・売上高規模別に何らかの対応が必要です (時期はブレブレになりそうですが...)

請求書方式

請求書	
A社御中	
11月分	21,800円 (税込)
11/1	食料品※ 5,400円
11/8	雑貨 5,500円
	⋮
合計	21,800円
(うち 10%対象)	11,000円
(うち 8%対象)	10,800円

(注) ※印は軽減税率(8%)適用商品 (財務省資料などから作製)

➔

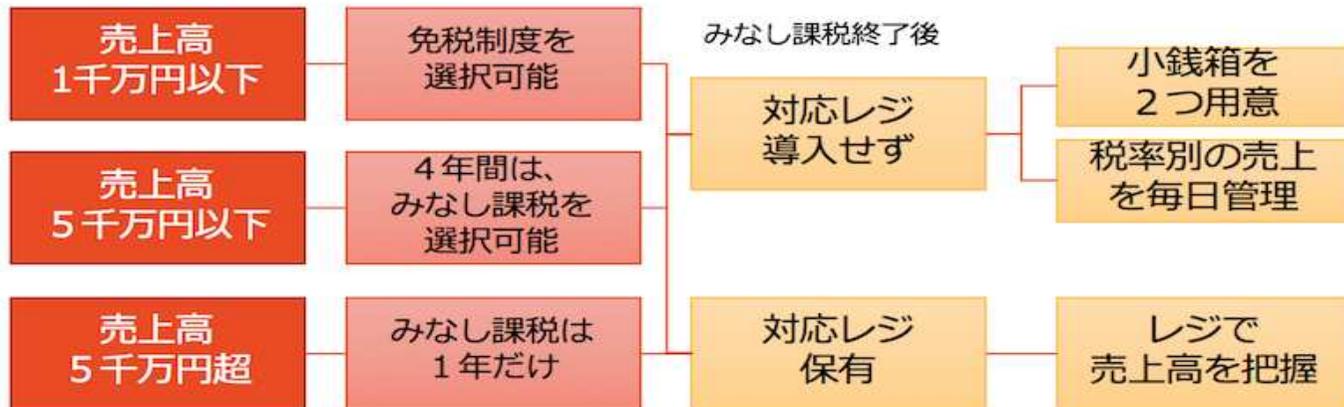
軽減税率の経理方式(イメージ)

INVOICE (No.9999)	
A社御中	
11月分	20,000円 (本体)
	消費税 1,800円
11/1	食料品 5,000円 消費税400円(8%)
11/8	雑貨 5,000円 消費税500円(10%)
	⋮
合計	20,000円+消費税 1,800円
(10%対象)	10,000円 消費税 1,000円
(8%対象)	10,000円 消費税 800円

〇株式会社 事業者番号 123-456

弊害 防ぎにくい
利点 現在の請求書に印(※)と税率区分を偽った不正を
弊害 経理事務負担が重い
利点 事業者番号などの記載により事後追跡が容易

区分記載請求書と呼びます！
H31.10開始です！



出典: <http://london3.jp/2016/02/reisai/>

12. [私的] 消費税軽減税率導入前後の近未来とその後の中小企業経営

- さらに、ブレる
- 「高所得者も低所得者も一票」という**ゲスな発想**をもとに税制の本質からズレた制度が連発される
- 事業者(特に中小飲食店)は、きわめて混乱する
- 同業種でも経営能力(とくに値決め)で差がついてしまう
 - ➔ **値上げをしない、税込経理を改めない事業者は収益が悪化する(..)**
- テークアウトが増える
- レジが混む
- 消費税だけの税務調査が増える
- 商工会や税理士事務所が困る

ご静聴ありがとうございました。



税理士法人 近藤まこと事務所

Makoto Kondo Management Office

経営相談・経営再建支援・医療業支援・成長企業支援にこだわりのある事務所です！

新潟にもあります、スピリットとスキルのある事務所

税理士法人近藤まこと事務所 中小企業診断士・税理士 近藤 信

〒950-1101 新潟市西区山田3081番地6 Pure Heart Bldg.

TEL 025-378-4075 FAX 025-378-4077

e-mail m-kondo@tkcnf.or.jp <http://charisma-z.com> new

Copyright(C)2016 Makoto Kondo Tax Office All rights reserved.

本資料の内容に関しては、平成28年6月現在の法制等に基づいております。また、本資料の情報に基づき行われた事象の結果について当方は一切責任を負いかねます。何卒ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。